

苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この要綱は、高齢者が自ら使用する自動車に、安全運転支援装置を設置することにより、運転操作の誤りによる重大な交通事故の防止や事故発生時の被害軽減を図り、市民の安全と安心に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置（障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置をいう。）で、この要綱の施行の日以後に購入及び設置をしたものをいう。

(2) 安全運転支援装置取扱事業者

国土交通省の性能認定を受けた安全運転支援装置の自動車メーカー等並びに部品用品メーカー等が指定した取付け事業者であること。

(3) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 安全運転支援装置を設置することが可能であるもの

ロ 自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されたもの

ハ 法に規定する自動車の検査を受けたものであり、有効な期間内であるもの

二 過去に安全運転支援装置を設置したことのない車両であるもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和8年3月31日において満70歳以上である者
- (3) 運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であつて、道路交通法第92条の2に規定する有効期間内にあるものをいう。以下同じ。）を保有する者
- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の使用者の氏名又は名称の欄に記載されている氏名と運転免許証に記載されている氏名が同一である者
- (5) 本市の市税並びに自動車税に滞納がない者
- (6) 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）第2条第1項に規定する暴力団員等と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、安全運転支援装置の購入及び設置に要する経費とする。ただし、安全運転支援装置の設置に際して行った自動車の故障箇所の修理、補修又は、改良若しくは改造に係る経費を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の1/2の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 安全運転支援装置のうち障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置を購入及び設置したとき20,000円
 - (2) 安全運転支援装置のうちペダル踏み間違い急発進等抑制装置を購入及び設置したとき10,000円
- 2 前項の規定により計算した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月31日までに、苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 店舗等が発行する安全運転支援装置の機能、装置名、設置日、装置設置費用等が確認できる安全運転支援装置販売・設置証明書（第2号様式）
- (5) 補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し
- (6) 本市の市税及び自動車税に滞納がないことを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を精査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助金の請求)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、速やかに苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金請求書（第4号様式）を提出するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不適當と認めたとき。

(検査等)

第11条 市長は、安全運転支援装置を設置したことについて、受給者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 受給者は、補助金の交付の対象となった安全運転支援装置について、適正に使用し、設置日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡し、交換、貸付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 天災等による破産等、受給者の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
- (2) 受給者の病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき、及び運転免許証を返納したとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

2 受給者は、補助金の交付の対象となった安全運転支援装置を設置した自動車を事業のために使用してはならない。

(免責)

第13条 市長は、安全運転支援装置設置後に発生した事故、車両の故障等による損害について、その責めを負わない。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

令和 年 月 日

苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金
交付申請書兼実績報告書

苫小牧市長 様

住 所	〒 ー
フリガナ	
申請者氏名	
生年月日	大正 昭和 年 月 日
電話番号	() ー

苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

装置の名称	
登録番号（車両番号）	
安全運転支援装置補助限度額	☐ 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進等抑制装置 20,000 円
※該当する装置にチェックしてください。	☐ ペダル踏み間違い急発進等抑制装置 10,000 円
補助対象経費	円
※補助金交付申請額	円

※補助限度額と補助対象経費を比較して少ない額

添付書類

- (1) 住民票の写し（誓約書の居住及び納税調査同意書提出で不要）
- (2) 自動車検査証の写し
- (3) 運転免許証の写し
- (4) 安全運転支援装置販売・設置証明書（第 2 号様式）
- (5) 補助対象経費の支払手続きが完了したことを証する書類
- (6) 本市の市税及び自動車税に滞納がないことを証する書類（誓約書の居住及び納税調査同意書提出で市税並びに軽自動車税は不要、他の自動車税は必要）

誓約書

私は、苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の交付申請に当たり、次の項目について誓約します。

各項目をチェックしてください。

- ☐ 転売を目的として安全運転装置（以下「装置」という。）を設置していないこと。
- ☐ 装置を設置した自動車を事業のため使用しないこと。
- ☐ 装置の設置後 1 年以上当該装置を使用すること。
- ☐ 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

令和 年 月 日

（申請者）氏名

居住及び納税調査に関する同意欄

私は、苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金の交付に関し、私の住民登録状況及び市税並びに自動車税の納付状況について関係公簿等を調査することに同意します。

（申請者）氏名

第 2 号様式（第 6 条関係）

令和 年 月 日

安全運転支援装置販売・設置証明書

苫小牧市長 様

安全運転支援装置販売・設置事業者（店舗等）
所在地
名称
代表者又
は店長（営業所長）名

次のとおり、安全運転支援装置の販売及び設置したことを証明します。

使用者の氏名			
使用者の住所			
登録番号（車両番号）			
安全運転支援装置	機能 (該当する装置に チェック)	☐ 障害物検知機能付きペダル踏み間違い 急発進等抑制装置	
		☐ ペダル踏み間違い急発進等抑制装置	
	装 置 名		
	性能認定（該当する 場合はチェック）	☐ 国土交通省の性能認定を受けている。	
	設 置 日	年 月 日	
補助対象経費（税込）	本体金額	円	小計 円
	部品金額	円	
	取付工賃	円	
	値 引 き	円	
	合 計	円	
補助対象外経費 (税込) ※1	その他費用	円	
領収金額（使用者支払額）（税込）		円	

※1 自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る経費の額等

（取扱担当者）

氏名		電話番号	
----	--	------	--

取扱担当者は、安全運転支援装置の設置に関する問合せに対応できる方としてください。

第3号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

氏名 様

市長牧小苔

苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金
交付決定通知書兼確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金について、苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。

登録番号（車両番号）	
安全運転支援装置	
交付金額（確定金額）	

第 4 号様式（第 9 条関係）

令和 年 月 日

苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金請求書

苫小牧市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

令和 年 月 日付で苫小牧市指令市生第 号で補助金の交付を決定された苫小牧市高齢者安全運転支援装置設置促進事業について、次のとおり補助金を請求します。

補助金交付請求額 円

補助金振込先

振込先口座 (申請名義の 口座に限る)	金融機関名	銀行・農協・信用組合 信用金庫・労働金庫						
	店 名	本店・支店 出張所・支所						
	預 金 種 別	普通 ・ 当座						
	フリガナ							
	口座名義人							
	口 座 番 号 (右詰めで記入)							

※振込先のわかるもの（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）を添付してください。